

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

緑消防署に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	緑消防署における屋外広告設置
施 設 概 要	緑消防署の敷地境界フェンスです。 屋外広告物に該当します。
所在 地 (場 所)	横浜市緑区中山四丁目 36 番 19 号 緑消防署
利用者数・利用者層	消防署利用者（防火・防災に関する相談を行う市民及び事業者、保育園・小中学校生徒の見学）、その他
広 告 設 置 場 所	敷地内の指定した範囲内
広 告 掲 出 期 間	令和8年6月1日～令和11年3月31日

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格（1枠、税込）
緑消防署	H1, 100mm×W3, 340mm 程度	1 枠	公表しません

■広告掲出にあたっての留意点

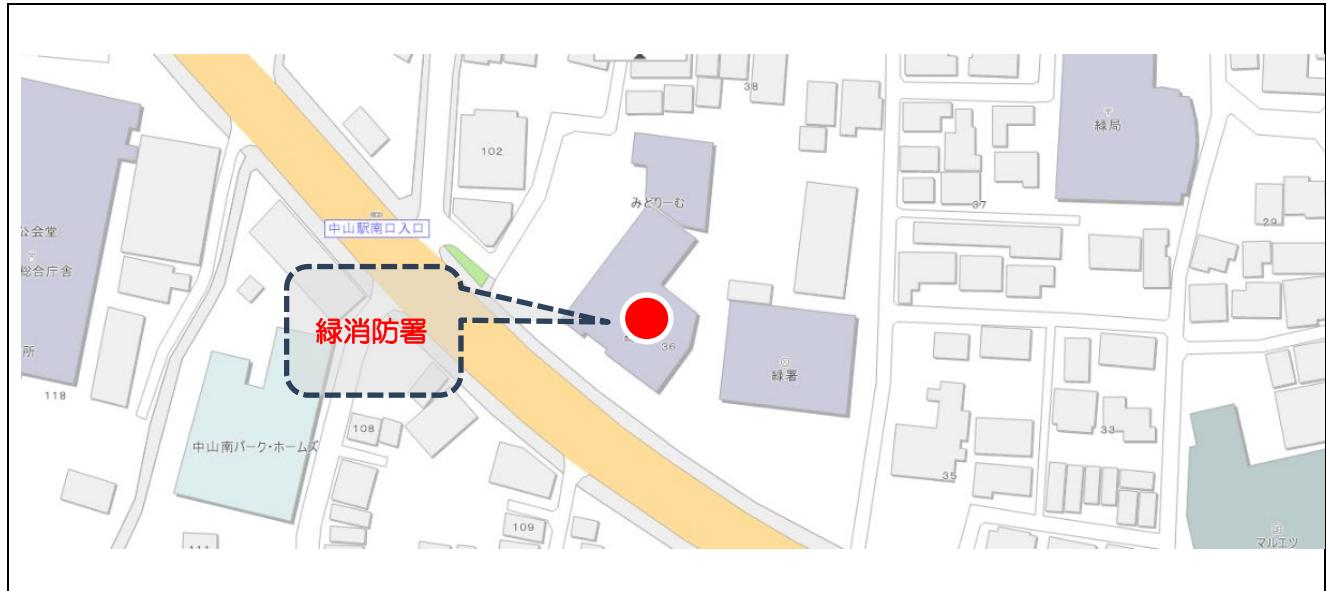
広 告 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市屋外広告物条例、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。 ○広告物掲出にあたっての掲出物の厚さは1cmを限度とし、敷地内に収まるように設置すること。また、歩行者がケガ等をしないように処理をすること。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡に関わる内容の広告（例：墓地、葬儀場の案内等）
広 告 の 制 作 等	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出予定期の2か月前までに、広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ○審査・広告内容等の調整・修正に時間をおこす場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんので御留意ください。 ○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。 ○広告看板の設計、設置、撤去にあたっては、安全配慮及び保守を十分に行うとともに、周辺の景観に配慮したデザイン等について、制作前に協議を行ってください。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（月額1,000円/m ² ※小数点以下第3位を切捨て）をお支払いいただく必要があります。

屋外広告物 に係る手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出の 30 日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。 ○接地点から看板の上端（照明装置等を含む）までの高さが 4 m を超える場合は、横浜市屋外広告物条例に基づき、所定の資格を有する「維持管理主任者」を設置する義務が生じます。 ○掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 (参考) 屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 (yokohama.1g.jp)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告掲出終了後は速やかに原状復帰してください。 ○広告の掲出により損害が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。 ○広告掲出期間中に意匠の変更が生じる場合は、再度審査を受ける必要があります。また、審査後施工までの間に、横浜市屋外広告物条例に基づく手続きが必要です。 ○広告の掲出を開始する前日までに、横浜市屋外広告物条例に基づく手続きが完了したことが分かる書類の写し及び上記使用料領収書の写しを提出していただきます。

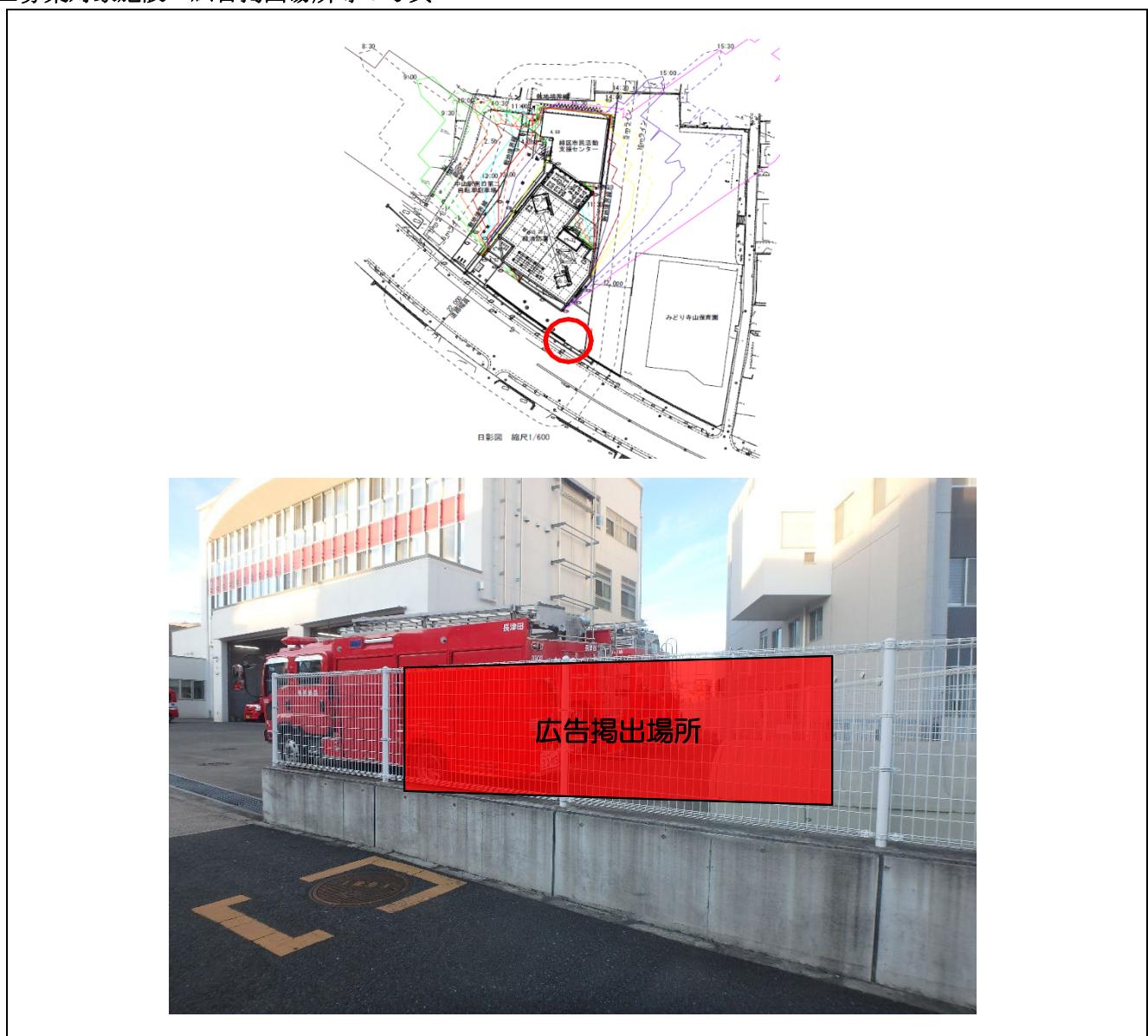
■申込み

申込条件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受けてください。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又は御持参ください。 ○見積金額は「広告料年額」とし、許可申請等に係る費用は含みません。 (契約期間は 2 年 10 か月になります。)
事業者選定方法	見積合せ
申込期間	令和 7 年 12 月 10 日（水）～令和 8 年 3 月 13 日（金）
申込先	<p>（担当課名）横浜市消防局施設課 （所在地）〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-20 （TEL／FAX）TEL 045-334-6405／FAX 045-334-6517 （E メール）sy-shisetsu@city.yokohama.1g.jp</p>

■ 地図



■ 募集対象施設・広告掲出場所等の写真



令和 年 月 日

広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL /FAX
		Eメール	
	業種・事業内容		
ホームページ URL			

※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。

広 告 主	所在地	〒 -
	ふりがな 名称	
	業種・事業内容	
	ホームページ URL	

申 込 内 容	募集対象事業名称	緑消防署における屋外広告設置		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） <input checked="" type="checkbox"/> 収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		

誓 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			
------------------	---	--	--	--

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）

見 積 書

令和 年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名 緑消防署における屋外広告設置

12か月分として。

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。